

○本庄市じん芥収集所設置及び管理要綱

平成18年1月10日
告示第113号

(目的)

第1条 この要綱は、じん芥収集所(以下「収集所」という。)の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(新設、変更等)

第2条 収集所を新設し、変更し、又は廃止しようとするときは、申請者(管理責任者)は、隣接者の了解を得た上、じん芥収集所新設(変更・廃止)申請書(別記様式)により市長に申請し、許可を受けるものとする。

(収集所の設置要件)

第3条 収集所の設置要件は、次によるものとする。

- (1) 原則として4トンの収集車が通行可能な道路添いの道路用地以外であること。
- (2) 収集作業を行うに当たり、交通上の支障又は危険性がなくかつ道路交通法(昭和35年法律第105号)等、関係法令に抵触しない場所であること。
- (3) 収集所1箇所当たりの利用世帯数が、25世帯以上であること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (4) 一方通行の道路に設置するときは、原則として進行方向に対して左側に設置すること。
- (5) 新設及び変更における設置の基準は、別表に定めるものとする。

(収集所の維持管理)

第4条 収集所の維持管理は、次によるものとする。

- (1) 収集所の維持及び管理については、申請者(管理責任者)をはじめ、当該収集所の利用者が行うものとする。
- (2) 収集日時を守るとともに、収集所は常に清潔にし、ごみの飛散防止を図るなど、環境衛生上支障のないように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前のじん芥収集所設置管理要綱(昭和62年本庄市告示第51号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年5月1日告示第108号の2)

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年9月19日告示第234号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の要綱等の規定により既に印刷済の様式については、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この告示により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。

別表(第3条関係)

新設又は変更に伴うじん芥収集所の設置基準

1 施設の位置

(1) 道路に面するか、又は道路に近い場所であること。

(2) 4トンの収集車で施設に横付けし、円滑な収集作業が可能なスペースを確保すること。

(3) 要綱第3条第2号の規定を厳守すること。

2 施設の基準

施設の設置にあたっては、要綱第4条が規定する維持管理に同意し、次のいずれかを満たすものでなければならない。

(1) 施設の面積は、25世帯当たり5平方メートルとし、これを超えるものについては、1世帯当たり0.20平方メートルを加算する。ただし、小規模住戸形式集合住宅については2戸で1世帯分として扱う。

(2) 施設の容積は、25世帯当たり3.75立方メートルとし、施設の高さは1.5メートル以下とする。25世帯を超えるものについては、1世帯当たり0.15立方メートルを加算する。ただし、小規模住戸集合住宅については2戸で1世帯分として扱う。

3 申請手続

(1) 設計前に経済環境部環境推進課又は総合支所環境産業課と事前協議すること。

(2) 施設完成時に、じん芥収集所新設申請書を提出すること。

(3) 経済環境部環境推進課又は総合支所環境産業課で現地を調査・確認の上、許可する。

4 施設の維持・管理

市が引渡しを受けた施設の維持及び管理については、要綱第4条の規定を厳守する。